

ふくいの情報

6月号

2010

No. 15

- 強引な投資用マンション勧誘にご用心!
- ご存知ですか? 家庭用品品質表示法
- 貸金業法が6月18日から大きく変わります!
- 「消費者力」クイズ

強引な投資用マンション勧誘にご用心!

～強引・脅迫まがいの電話勧誘～

相談事例

自宅に「マンションを購入し、賃貸契約にすれば家賃収入が得られる。損はしないので話を聞いてほしい。」という電話がありました。「興味がない。」と断ったのに「話を聞かないうちに断る理由がない。話を聞かないなら自宅に乗り込むぞ。」と脅されました。何度も断っていますが、しつこく電話がかかり困っています。(40歳代 男性)

処理結果

「断っても非通知でかかってくる」、「業者名や連絡先を聞いても答えない」、また、「実際はローンの返済額よりも家賃収入が下回り説明が嘘だった」というような相談も寄せられています。電話による勧誘での威迫行為や長時間勧誘で困惑させる行為は、法律で禁止されています。今回は、同種事例を説明し、買う気がなければ毅然と「必要ありません」「お断りします」と言って電話を切るよう、また、断った際に怒鳴られたとしても決して応じないよう助言しました。

アドバイス

- 発信番号表示サービス（有料）を利用して再勧誘の電話を着信拒否したり、非通知でかかってきた場合にはつながらないサービスを利用する方法があります。
- 悪質な勧誘を受け、業者名、連絡先がわかる場合は、福井県建築住宅課、国土交通省または国土交通省の地方整備局等の行政の担当課に申し出ましょう。
- 店舗外での宅建業者が売り主となる宅地建物取引（一部適用除外あり）については、要件を満たせばクーリング・オフが可能です。



貸金業法が6月18日から大きく変わります！

(※貸金業法は、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律です。銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などは含まれません。)

改正貸金業法のポイント

その1！ 総量規制

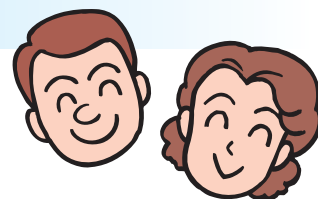
- 借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。
- 借入れの際、基本的に、「年収を証明する書類」(源泉徴収票、確定申告書など)が必要となります。

その2！ 上限金利の引下げ

- 法律上の上限金利が、29.2%から(借入れ金額に応じて)15~20%に引き下げられます。法律の詳細は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。 <http://www.fsa.go.jp/>

アドバイス

「借りられない」、「返せない」、困ったときはあわてないで！
まず消費生活センターにご相談ください。



価格情報

生活関連物資 5月調査結果

(前月との比較)

鶏肉(100g)	121 円	→	トマト(1kg)	624 円	→	食パン(1kg)	412 円	→
キャベツ(1kg)	202 円	↘	白菜(1kg)	234 円	↘	トイレトーパー(12ロール)	296 円	→

・天候が回復したことで値上がりしていたキャベツと白菜は安くなってきている。

物価に関するご意見、ご質問は、福井県県民安全課まで。調査結果の詳細については、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenan/kakakutyousa.html>

チャレンジしてみよう

「消費者力」クイズ




衣類の家庭洗濯等取扱い絵表示の説明として正しいものはどれでしょう。

Q1

- ① 販売時に消費者に分かるようにすれば、本体に表示しなくてよい。
- ② 洗濯などの取扱い方は文章で表記してもよい。
- ③ 取扱い絵表示として洗い方(水洗い)、塩素漂白の可否、アイロンの掛け方、ドライクリーニング、絞り方、干し方の計6種類が定められている。

家庭洗濯等取扱い絵表示とその説明の組み合わせとして正しいものはどれでしょう。

Q2

- ①  = 液温は30°Cを限度とし、弱い手洗いまたは洗濯機で洗う
- ②  = 手で弱く絞る。洗濯機での脱水はできない
- ③  = 日陰で平干しにする

答えは4ページ

ご存知ですか？ 家庭用品品質表示法

私たちが日常生活において使用する家庭用品の中には、性能、品質、材質等の見極めが困難なもの、使用方法や手入れ方法について特に注意を要するものがあります。

「家庭用品品質表示法」は、こうした商品について、製造事業者等に必要な表示を義務づけ、消費者の利益を保護することを目的とした法律です。

①対象となる家庭用品

・繊維製品（ズボンやふとんなど）	35品目
・合成樹脂加工品（バケツや湯たんぽなど）	8品目
・電気機械器具（電気洗濯機やエアコンディショナーなど）	17品目
・雑貨工業品（かばんや机・テーブルなど）	30品目

②表示を行う者

製造業者、販売業者、またはこれらから表示の委託を受けて行う表示業者のいずれかになります。



③表示の標準

成分、性能、用途、取扱い上の注意などの「表示事項」と、表示する上で守らなければならない「遵守事項」が品目ごとに定められています。

<表示例>

繊維製品の場合

繊維の組成を記載

綿 100%

家庭洗濯等の取扱い方法を記載

表示者の氏名・名称、連絡先を記載

〇〇繊維(株)
TEL 03-9999-9999

合成樹脂加工品の場合

原料樹脂を記載

品目によって必要な表示事項を記載

表示者の氏名・名称、連絡先を記載

原料樹脂 ポリプロピレン
耐熱温度 120℃
耐冷温度 -20℃
容量 300ml
取扱い上の注意
火のそばに置かないでください。
〇〇樹脂(株) 住所 〇〇〇〇

これらの表示は、消費者にとって、製品の品質を見分けるための参考となるだけでなく、安全かつ効果的に使用するためにも役立ちます。

家庭用品を購入・使用する際には、表示をよく読むように心がけましょう。

「家庭用品品質表示法」についてのお問い合わせは…

福井県産業労働部 商業・サービス業振興課
近畿経済産業局 製品安全室

TEL 0776-20-0369
TEL 06-6966-6098

★お知らせ★

●消費生活実修講座

日時	講座内容	開催場所	問い合わせ先
7月15日(木) 13:00～15:00	「明日はわが身?! 悪質商法の被害」 ～最近の相談事例より～ 講師：福井県消費生活センター 消費生活相談員	ユウ・アイふくい 学習室B1	(社)ふくい・くらしの研究所 (0776) 52-0626
7月16日(金) 13:00～15:00		嶺南消費生活 センター	
7月29日(木) 13:00～15:00	「くらしに役立つ法律知識」 (契約とトラブル) 講師：[嶺北] 弁護士 三田 恵美子 氏 [嶺南] 弁護士 宮崎 亮 氏	ユウ・アイふくい 学習室101	
7月30日(金) 13:00～15:00		嶺南消費生活 センター	

※上記の講座は、福井県が(社)ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

「消費者力」クイズの答え

Q1 ▶ ③

家庭洗濯等取扱い絵表示は家庭用品品質表示法で定められており、衣類本体への表示が必要です。文章ではなくJISで規定された記号を用いて表示することになっており、記号の種類としては6種類が決められています。

Q2 ▶ ③

①は弱い手洗いのみが可能で洗濯機の使用はできません。②は絞ってはいけないことを表しています。

私たち、がんばってます！

「福井県生活学校連絡協議会」

「子どもの食環境を考える」をテーマにあらゆる方面から6年間取組み、その集大成として会員363名の力と知恵で地産地消を題材にした全国唯一の「食育かるた」を作成しました。県内外の教育の場で幅広く活用されています。また、地球環境を守る「新聞紙でエコバッグ作り」を県内全域で広めており、今年度は特にCO₂削減運動を地域に広げる活動として展開しています。

「運動の継続は…地球を変える!!」



連絡先：(社)あすの福井県を創る協会内 ☎0776-41-4220

このコーナーに掲載する消費者団体を募集しています。

消費生活のご相談は…

福井県消費生活センター ☎ 0776-22-1102
FAX 0776-22-8190
〒 910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

福井県嶺南消費生活センター ☎ 0770-52-7830
FAX 0770-52-7831
〒 917-0069 小浜市小浜白鬚112 (つばき回廊業務棟3階)

(個人情報苦情相談も受け付けています。)

受付時間
9:00～17:00

**土・日曜日も
相談を受け付けています**

福井県消費生活センターホームページ
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>
※市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

消費者ホットライン **0570-064-370**
身近な消費生活相談窓口につながります。

発行／福井県安全環境部県民安全課
〒 910-8580 福井市大手3-17-1
☎ 0776-20-0287
FAX 0776-20-0633

